

## 令和8・9年度 阿久根市建設工事入札参加資格における総合点数の基準

阿久根市建設工事入札参加資格等に関する要綱（平成19年11月1日告示第137号。以下「要綱」という。）第3条第1項に規定する別に定める基準について、次のとおり定める。

### 総合点の内容

格付については、市内業者（支店又は営業所等を市内に有する準市内業者を含む。）のみとし、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23に規定する経営事項審査の結果における総合評定値（経営事項評価点数）に、2の技術事項等評価点数を加えたものを総合点数とする。

#### 1 経営事項評価点数

経営事項審査の総合評定値（P）を用いる。

#### 2 技術事項等評価点数

市工事成績＋技術職員＋加点事項＋減点事項

##### (1) 市工事成績

市工事实績を工事成績評定表（工事成績を用いて点数化したもの。）で評価換算する。

##### (2) 技術職員

建設工事に係る2級以上の有資格者（令和7年12月1日時点で3か月以上の継続雇用者（社会保険加入者等。個人事業主を含む。））を以下のとおり加点する。（最高80点）

ア 1級の有資格者数	×	4点
イ 1級（技士補）の有資格者数	×	3点
ウ 2級の有資格者数	×	2点
エ 2級（技士補）の有資格者数	×	1点

##### (3) 加点事項

###### ア 完成工事高

本市が発注した工事の発注工事種別ごとに、それぞれの受注者の請負金額の合計額に応じ、市工事完成工事高を完成工事高評価換算表で評価換算する。

建設工事の種類	対象年度	年数
土木工事	令和3年度から令和7年度	5年
建築工事	令和元年度から令和7年度	7年
舗装工事	令和3年度から令和7年度	5年

電気工事	令和元年度から令和7年度	7年
管工事	令和元年度から令和7年度	7年
造園工事	令和3年度から令和7年度	5年
水道施設工事	令和3年度から令和7年度	5年

イ 技術的適性等に関する事項

(7) 研修会参加

従業員が、鹿児島県の令和5・6年度に開催した経営者研修会、建設技術者研修会、建築関係技術者研修会に出席した場合、出席者1名につき1点を加点する。(最高6点)

(4) 品質マネジメントシステム認証取得

令和7年12月1日時点において、ISO9000シリーズの認証を取得している者に10点を加点する。

(7) 継続学習制度による単位取得

(2)の技術職員が令和2年4月1日から令和7年12月1日までの期間内に取得した(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)、(公社)日本建築士会連合会の継続能力開発制度(CPD)及び(公社)日本技術士会の技術士CPDのそれぞれの制度の企業ごとの合計学習単位20単位ごとに1点を加点する。(最高10点)

(エ) 建設業関連表彰実績

令和5・6年度に受賞した国・地方公共団体又は公的団体からの企業表彰、国及び県からの(2)の技術職員に対する表彰に対し、各表彰3点、各年度6点までを加点する。(最高12点)

なお、技術職員に対する表彰は次のものに限る。

- ・ 国土交通行政功労表彰(優秀現場代理人・主任(監理)技術者表彰)
- ・ 優秀施工者国土交通大臣顕彰
- ・ 鹿児島県土木部優良工事等表彰(優秀技術者表彰)
- ・ 鹿児島県農政部公共事業優良工事等表彰(優秀技術者表彰)
- ・ 鹿児島県環境林務部公共事業優良工事等表彰(優秀技術者表彰)

(オ) 労働安全衛生マネジメントシステム認証取得

令和7年12月1日時点において、ISO45000シリーズ、OHSAS、COHSMMS、CompactCOHSMMSのいずれかの認証を取得している者に20点を加点する。

(カ) 舗装機械保有

令和7年12月1日時点において、アスファルトフィニッシャーを保有（長期リースを含む。）している者に20点を加点する。

ウ 社会活動等に関する事項

(7) ボランティア活動

公共施設等への愛護活動又は地域における活動等を行った者に、各年度（令和6・7年度）につき次のとおり加点する。（最高40点）

- ・ 年間10回以上 … 20点
- ・ 年間7回～9回 … 15点
- ・ 年間4回～6回 … 10点
- ・ 年間1回～3回 … 5点

(イ) 災害支援協定及び緊急防疫協定

令和7年12月1日時点において、市との災害支援協定及び鹿児島県との緊急防疫協定を締結している団体の会員である者に対してそれぞれ10点を加点する。（最高20点）

(ウ) 災害支援活動

市内の公共施設への緊急出動又は防災パトロールを行った者に、各年度（令和6・7年度）につき8点を加点する。（最高16点）

(エ) 阿久根市消防団員雇用

令和7年12月1日時点において、常勤の役職員の中に阿久根市消防団員がいる場合に消防団員1名につき5点を加点する。（最高20点）

(オ) 障がい者雇用

令和7年12月1日時点において、①「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率が適用される者は、法定雇用率を達成する人数を超える人数を雇用している場合、②「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率が適用されない者は、障がい者を1人以上雇用している場合に各5点を加点する。

また、上記の雇用障がい者を1年以上継続して雇用している者は5点を追加する。（最高10点）

(カ) 男女共同参画支援・子育て支援

- ・ 令和7年12月1日時点において、就業規則に、育児休業制度又は介護休業制度

を設けている場合に各 2 点を加点する。

- 令和 7 年 12 月 1 日時点において、「次世代育成支援対策推進法」又は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行っている場合に 2 点を加点する。(最高 6 点)

(キ) 環境マネジメントシステム認証取得等

令和 7 年 12 月 1 日時点において、環境マネジメントシステムの認証を取得等している者に次のとおり加点する。(最高 10 点)

- I S O 14000 シリーズの認証を取得している者に 10 点を加点する。
- エコアクション 21、K E S、エコステージのいずれかの認証を取得等している者に 5 点を加点する。

(ク) 職業訓練生派遣

令和 7 年 12 月 1 日時点において、出水共同高等職業訓練校に常用雇用労働者を訓練生として派遣している場合に 1 人当たり 2 点を加点する。(最高 4 点)

(ケ) 保護観察対象者の雇用支援

令和 7 年 12 月 1 日時点において、鹿児島県協力雇用主会又は N P O 法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録している者に 2 点を加点する。

(コ) 新規学卒者等雇用

学校教育法に規定する学校若しくは専修学校又は職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設を令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日（3 か年度間）の間に卒業した者を採用し、令和 7 年 12 月 1 日時点において常用雇用労働者として雇用している場合に 1 名当たり 5 点（鹿児島県立鶴翔高等学校卒業者については 10 点）を加点する。(最高 20 点)

(カ) 福利厚生

令和 7 年 12 月 1 日時点において、厚生年金基金に加入している者又は確定給付企業年金など企業年金制度を導入している者に 10 点を加点する。

(4) 減点事項（対象期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

減点事項	減点
ア 指名停止を受けた者	
・ 3 か月未満	△12 点
・ 3 か月以上 6 か月未満	△23 点

・ 6か月以上	△36点
イ 法第11条に規定する変更届の遅延（決算変更届等）	△4点
ウ 法第22条の規定に違反した者（一括下請）	△12点
エ 法第28条に規定する行政処分を受けた者	
・ 指示処分	△23点
・ 営業停止処分	△29点
オ 法第29条第1項第2号に規定する取消処分を受けた者	△40点
カ 許可切れ新規、更新手続遅延（始末書）	△8点
キ 工事遅延	
・ 15日以上30日未満	△6点
・ 30日以上60日未満	△12点
・ 60日以上	△20点